

【注意事項】 ※大切な内容ですので、必ずお読みください。

この就労証明書は 保育認定用 ・学童クラブ入会用 共通様式です。

<雇用主(勤務先の担当者)の方へ>

- ・この証明書は、勤務先の担当の方が事実のとおりにご記入ください。
- ・就労証明書のデータ版は下記の二次元コード(QRコード)より取得可能です。
- ・1～17までのあてはまる項目について、すべてご記入ください。
- ・記入誤りの場合は、二重線で修正をお願いします。
- ・記載内容の確認のため、五泉市より電話連絡等にて証明担当者様にご連絡させていただくことがあります。
- ・就労時間は、休憩時間を含む労働基準法に基づく契約上の所定労働時間をご記入ください。

<自営業主・自営業専従者・家族従事者の方へ>

- ・この証明書は、事実のとおりにご記入ください。
- ・ご自身が事業所(店舗)を営んでいる場合や法人を設立されている場合、もしくは法人の役員である場合は自営業主の扱いとなります。
- ・3親等以内の親族が経営する事業所(店舗)または法人で就労している場合は、自営業専従者または家族従事者の扱いとなります。
- ・自営業主・自営業専従者・家族従事者の方は事業の実態が確認できる資料の添付が必要です。
(確認書類の例) ○営業許可証 ○開業届出書 ○直近の確定申告書写し
- ・就労証明書のデータ版は下記の二次元コード(QRコード)より取得可能です。
- ・1～17までのあてはまる項目について、すべてご記入ください。
- ・記入誤りの場合は、二重線で修正をお願いします。

<保護者の方へ>

- ・記載事項確認のため、五泉市より就労先に問い合わせをすることがあります。
- ・転職や就労時間の変更など、就労証明書の内容に変更があった場合は変更の都度必ず就労証明書を提出してください。
- ・就労先が複数ある場合は、それぞれの勤務先で就労証明書を記入いただき提出してください。

五泉市子育て応援サイト『にこサポ』
就労証明書・記入例・記載要領 →→→



その他ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

お問合せ先：五泉市こども家庭課 保育係 TEL0250-43-3911 Fax0250-43-0417